

出欠における注意事項

講義では、出席が 3 分の 2 以上ない場合は成績の評価が受けられません(定期試験も再試験も受験できない)。これは病欠や忌引き等止むを得ない理由による欠席が 3 分の 1 も認められていると考えてください。診断書があっても欠席は欠席です。自己都合による欠席は、本来はあってはならないものです。ズル休み(自己都合による欠席)を 3 分の 1 しても良いという意味ではありません。解剖学実習、生理学実習、生化学実習、早期臨床体験実習 I、II やエスコート実習、在宅ケア実習、臨床実習などのすべての実習、演習、実技は、原則として皆勤であり、通常の講義時間が適用されません。早朝の集合や夜までかかる場合もあります。クラブ活動や個人的な用事と重なった場合は、あくまで教育優先です。余裕を持って計画や約束をしてください。なお、疾病など止むを得ない事情であっても 1 週間以上休む場合は必ず教学課に連絡してください。

注意:出席が 3 分の 2 以上ということが条件です。欠席が 3 分の 1 以内という意味ではありません。また講義数は実施講義時間数です。天災等で講義数が当初予定より減少する場合があります。なお原則として試験は講義数に含まれません。

それではなぜ大学が出席を条件にするのでしょうか。かつて大学は出席を取らないのが普通という時代もありました。大学は高等教育であり、学生は成熟した学修者であるので、その自律性に委ねるという考えでした。すなわち、自己学修は十分になされており、講義を聴いて学修する必要性は学生自身が行えるというものです。大変もつともな意見であると同時に、現実的でないと感じられます。実際に本学にでも他大学でも出席率と成績は正比例をするというデータがあり、出席を促すことが教育上必要と考えられます。2 点目は教育の質保証、そして社会への責任という観点です。医師という職業は人命を預かるものであり、無知であるということは許されません。また私立大学においても学生を教育する経費の中で授業料が占める割合は 3 割程度です。残りは国からの補助金と病院の収益です。すなわち大半は国民のお金によって皆さんは教育されているのです。教育を受ける権利よりも学ぶ義務が大きいと言っても過言ではありません。社会に対して真面目でよく学ぶ医学生を育てる義務が大学にあり、そのために出席を取るわけです。もちろん国民は医学生に対してすべての教育に真面目に取り組むことを期待しています。3 点目は学生の皆さんの安否確認という意味です。保護者の方、特に遠方の方は皆さんが毎日元気に通学しているか、大変心配しておられます。休みが続く場合、急な病気や精神的な落ち込みの可能性があります。出席管理をすることで、これらの早期発見につなげたいと思っています。もちろん、教える側の課題もあります。出席を強制しなくても全員出席するような魅力的でわかりやすい講義が理想です。大学も学生アンケートや同僚評価を行い、教育の改善に努めます。一方学生の皆さんも講義に集中してください。講義中における講義と無関係な PC やスマホの操作は禁止します。またイヤホンの使用も厳禁です。

出欠管理について

出席の取り方、遅刻の取り扱いについては、実際の講義担当教員ならびに科目責任者の責任で行われます。基本的には出席を取った時点で不在であれば欠席となります。出席の取り方についても、点呼、小テスト実施、ノート提出、座席指定、出席カード、顔認証システムなど様々です。出席確認が講義の始めと終わりの 2 回行われる場合もあります。遅刻の取り扱いも、遅刻は欠席扱い、あるいは遅刻 2 回で欠席 1 回など様々です。シラバス記載や講義の際の指示などに従ってください。なお、交通機関で大学として配慮することが決まっているのは、阪神電車の運行停止により本学への通学に支障が出た場合のみです。

出欠の不正行為について

残念ながら出欠に関する不正行為を耳にすることがあります。出席カードの不正使用や身代わり、出席確認後の無断早退など様々な手法があるようですが、医学生として相応しい行為ではありません。不正行為と判断した場合は、教務委員会で当該科目を不合格とします。これは不正行為に関与したすべての学生に適用されます。すなわち代返の場合は、出席して不正行為である代返した学生だけでなく、当日欠席しており代返によって恩恵を受ける学生の両方が依頼の有無にかかわらず不合格になります。不正行為が繰り返される場合や悪質な場合(金銭授受や強制を含む)は、懲罰の対象となります。また教員や実験補助・秘書など教育の補佐役の指示に従わない、妨害、暴言、強制なども不正行為です。

2018 年度からは、顔認証システムが導入されています(2021 年度に引き続き 2022 年については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、流動的に運用予定)。端末の取り扱いは教員や実験補助・秘書など教育の補佐役の指示に従ってください。遅滞することなく速やかに端末を回して認証を行ってください。意図的な遅延は不正行為とみなします。その他端末を破損させる行為、端末への不正な操作、写真や他の端末の画像などで認証を行う行為、講義室外への端末などの行為ももちろん不正行為です。端末は大切に扱ってください。どうしても認証できない、または別の氏名が表示されるなどの場合は速やかに講義担当者に申し出てください。顔認証システムでのデータは直ちに教務システムに送られますが、遅刻の時間設定などはシステム上一定に設定してあります。出欠管理は講義担当者もしくは科目責任者の権限と責任で行われますので、最終的な出欠の結果は科目責任者が作成し大学に提出するものです。なお、顔認証中の映像ならびに講義室防犯カメラの映像によって不正行為が発覚した場合は、科目終了後であっても出欠の修正、不合格判定、懲戒などが行われる場合があります。

講義や実習に出席することは医学生の義務であり、皆さんの大切な権利です。目的意識を持って能動的に教育に参加してください。

教育研究棟の入退館について

学生の皆さんは 2 階玄関から入退館して下さい。入退館とも学生証による認証が必要です。学

生証を忘れた場合は、1階の窓口で一時的な入館カードの発行を受けて下さい。必ずその日の退出時に所定の場所に一時的な入館カードを返却して下さい。未返却の場合は、5,000円徴収します。なお、未返却を繰り返す悪質な入退館の不正、学生証の貸し借りなどは医学生としてふさわしくない行為として処罰を受ける(科目不合格、進級にかかる教育的配慮の停止、懲戒等を含む)場合があります。セキュリティは学生の皆さん自身の安全につながることを自責し、遵守して下さい。